

東深沢小学校PTA規約

昭和29年4月	全	文	改	正	施	行
昭和31年5月	—	部		改		正
昭和34年5月	全	文	改			正
昭和37年4月	—	部		改		正
昭和42年4月	—	部		改		正
昭和49年4月	—	部		改		正
昭和56年3月	—	部		改		正
昭和62年4月	—	部		改		正
昭和63年4月	—	部		改		正
平成 元年4月	—	部		改		正
平成 2年4月	—	部		改		正
平成 3年4月	—	部		改		正
平成 4年4月	—	部		改		正
平成 5年3月	—	部		改		正
平成 8年3月	—	部		改		正
平成 9年3月	—	部		改		正
平成 9年4月	—	部		改		正
平成10年3月	—	部		改		正
平成13年5月	—	部		改		正
平成14年2月	—	部		改		正
平成14年5月	—	部		改		正
平成15年1月	—	部		改		正
平成16年2月	—	部		改		正
平成17年2月	—	部		改		正
平成18年2月	—	部		改		正
平成19年2月	—	部		改		正
平成23年4月	—	部		改		正
平成30年2月	—	部		改		正
令和 2年7月	—	部		改		正
令和 3年2月	—	部		改		正
令和 4年2月	—	部		改		正
令和 5年2月	—	部		改		正
令和 5年5月	—	部		改		正
令和 6年2月	—	部		改		正

第 1 章 名称 及び 所在地

- 第 1 条 本会は東深沢小学校PTAと称し、昭和24年4月1日に設立し所在地を東京都世田谷区深沢3-7-1 世田谷区立東深沢小学校（以下、「本校」という）内におく。

第 2 章 目的

- 第 2 条 本会は次の事項を目的として活動する。
1. 児童が心身ともに健やかに伸び、幸福になるよう、教育に対する会員の理解を深め、これを推進する。
 2. 保護者間及び教職員との親睦を深める。
 3. 児童の安全と地域内の教育環境の整備をはかる。

第 3 章 方針

- 第 3 条 本会は教育活動向上のための民主団体として活動する。
- 第 4 条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的な団体であって、本会及び本会役員は、その名において営利的、宗教的、政党的活動その他本会の目的に反する団体及びその事業に関係をもつことはできない。
- 第 5 条 本会は子どもたちの福祉のために活動する小学校PTA連合協議会や諸団体及び諸機関に協力する。
- 第 6 条 本会は国及び地方公共団体による適正な教育予算の充実を期する。

第 4 章 会 員

- 第 7 条 本会の会員となることのできるものは、本校に在籍する、児童の保護者（以下P会員という）と、本校に勤務する教職員（以下 T会員という）とし、本会の目的に賛同して入会した者を会員とする。会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
- 第 8 条 本会に入会しようとする保護者又は教職員は、この会に入会を届け出るものとする。ただし、年会費を納入したときには、入会の届け出をおこなったものとみなす。

第 9 条 会員の個人情報、PTA活動以外の使用を禁止し、外部への情報流出に十分留意する。また、保管期間は原則1年とし、期間終了の際には情報を処分する。

第 5 章 経 理

第 10 条 本会の経費の運営は、PTA会費、寄付金その他で行われる。

第 11 条 PTA会費は毎年、年度始めに一世帯年額2,400円（保険料は、家庭数により年度に定める）を指定の方法により一括納入する。振り込みの場合、手数料は会員負担とする。但し、災害や疫病等の不測の事態や社会情勢によりPTA活動が制限される場合はPTA総会の承認をもって単年度に限り会費額を変更することができる。年度途中入会者については月割りで転入月からの分を一括納入する。年度途中退会者については返金しない。

第 12 条 本会資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 13 条 本会の経理はすべて総会で決定された予算にもとづいて会長の責任において行われる。予算外の流用は運営委員会の議決を要する。

第 14 条 本会の経理はすべて会計監査の監査を経て総会に報告しなければならない。監査は每学期行うものとし、運営委員会に報告をする。

第 15 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第 6 章 役員、会計監査及び 職員

第 16 条 本会の役員及び会計監査は次の通りとする。

1. 会 長 1名（P1）
副会長 若干名（P若干名・T1）
書 記 3名（P2・T1）
会 計 3名（P2・T1）
会計監査 2名（P2）
2. 同一役職の任期は1年とするが、引き続き1年間は再任することができる。但し、次年度が常任理事校・周年行事等に該当

する場合はこの限りではない。また欠員を生じ補充された役員、会計監査の任期は前任者の残任期間とする。

3. 役員ならびに会計監査は引き続いて他の役職に選任されることができる。但し、役員ならびに会計監査の職にあることが通算して4年を超えることはできない。
4. 会計監査については、学校長の推薦を経て運営委員会の承認のもと、本会の目的に賛同する保護者以外を選任することができる。適用事項については本規約に記する事項と同様とする。
5. T会員の役員については上記の制限は適用されない。

第 17 条 役員及び会計監査は総会で出席会員による一括信任により決定する。但し、補充に関しては運営委員会に一任する。

第 18 条 役員及び会計監査の兼任は認めない。

第 19 条 本会に有給職員をおくことができる。有給職員は、運営委員会の決定により会長が委嘱する。

第 7 章 役員 及び 会計監査の任務

第 20 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
3. 書記は総会、運営委員会の議事を記録保管し、諸会合、諸行事の通知を行う。
4. 会計は本会のすべての出納を行い、財産を保管する。

第 21 条 会計監査は経理を監査し、総会に報告する。

第 8 章 総会 及び 運営委員会

第 22 条 総会は定例、臨時の2つとし、定例総会は年1回、原則5月に開催する。形式は原則書面総会とする。総会では次の事項を行う。

- (1) 前年度の決算報告・承認
- (2) 新年度事業計画、予算審議・決定
- (3) 今年度役員及び会計監査の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他

- 第 23 条 総会は委任状をも含めて会員の過半数の出席により成立する。通常の決議は、出席会員の過半数の同意を必要とする。
- 第 24 条 運営委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 第 25 条 運営委員会は、役員及び委員長、副委員長によって構成される。
- 第 26 条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または会計監査の要求があったとき、会長が招集して開かれる。
- 第 27 条 運営委員会は次の事項を行う。
1. 各委員会の事業計画の審議、承認
 2. 総会に提出する案件及び報告の承認
 3. 特別委員会の設置及び委員の承認
 4. 予算流用に関する原案の検討、承認
 5. 役員及び会計監査に欠員が生じた場合の補充
 6. 事務局有給職員に関すること
 7. 本規約の運用に関する細則及び諸規定の審議決定
 8. その他会運営上の一般事項及び緊急事項の立案、審議、承認
- 第 28 条 会計監査は求めに応じ、運営委員会に出席できる。但し、発言権はあるが、議決権はもたない。
運営委員会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数で決定される。

第 9 章 学級委員会・学年委員会

- 第 29 条
1. 本校児童が所属する各学級の P 会員は年度毎に学級代表 1 名（新 1 年は 2 名）を互選する。
 2. 本校児童が所属する P 会員は年度毎に文化厚生 10 名、広報 8 名、地域イベント 8 名を互選する。
- 第 30 条 学級委員会は第 29 条で互選された P 会員と、学級担任等 T 会員によって構成される。学級委員会は、学級 P T A の親睦を目的とした企画・運営を行い、学級代表委員が招集し随時開く。
- 第 31 条 学級委員会は、合同して学年委員会を開き学年代表等を互選する。
学年代表は学級代表委員より選ぶ。学年委員会は学年代表が必要に応じて招集する。

第 10 章 推薦委員会

第 32 条 P 会員は次年度が始まる前に、1～4年生の保護者の中から推薦委員 4名を選出する。

第 33 条 P T A 役員より 1 名、T 会員より副校長が推薦委員に加わる。

第 34 条 推薦委員は、役員・会計監査及び他の委員と兼任することはできない。

第 11 章 校外委員会

- 第 35 条
1. 本校児童が所属する P 会員は年度毎に校外 5 名を互選する。
 2. 校外委員は、学校・行政・地域が主催の行事の補助を必要に応じて行う。
 3. 校外委員は、役員・会計監査及び他の委員と兼任することはできない。

第 12 章 各委員会 及び 特別委員会

- 第 36 条 委員会は次の 6 つとし、それぞれ次の任務をもつ。
1. 学級代表委員会 学級会員の掌握、学級 P T A の親睦を目的とした運営の指揮をとる。また、研修活動を行う。
 2. 文化厚生委員会 家庭教育学級を開催する。学校その他の教育環境の充実に協力する。
 3. 広報委員会 広報活動をする。
 4. 推薦委員会 次年度役員・会計監査の候補者の選考をする。また、次年度推薦委員、及び校外委員長・副委員長の選出をする。
 5. 校外委員会 学校及び地域と連絡を取りながら児童の校外生活の安全及び健全育成につとめる。
 6. 地域イベント委員会 地域のイベントに協力し、児童の情操育成を支える。

第 37 条 各委員会は委員長及び副委員長を互選する。委員長に事故あるときは副委員長が代わって職務を行う。

第 38 条 各委員会にはそれぞれ 1 名以上の T 会員が委員として所属する。T 会員の委員会所属は、T 会員全員の協議により決定し、運営委員会を通じて会員に報告される。

第 39 条 各委員会は、原則として月 1 回委員長が招集し、委員会としての行事を立案し実施する。

第 4 0 条 特別委員会は必要に応じ設置され、委員長、副委員長は互選により決定する。委員の任期はその設置の目的が達成するまでの期間とする。

第13章 実行委員会

第 4 1 条 実行委員会は次の1つとする。
1. エコ実行委員会

第 4 2 条 実行委員会の活動については、実行委員会で検討する。

第 4 3 条 実行委員長は、必要に応じ運営委員会に出席する。但し、発言権はあるが議決権はもたない。

第14章 規約の改正 及び 実施

第 4 4 条 この規約は総会で出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

第 4 5 条 この規約は、令和6年2月から実施する。

◆東深沢小学校PTA 個人情報取り扱い方法◆

目的

第 1 条 この個人情報取り扱い方法は、東深沢小学校PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

指針

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

周知

第 3 条 本会において取得・保持する個人情報の取り扱い方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員に周知する。

利用目的

第 4 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
（1）会費請求、管理等のための連絡
（2）本会の事業に関する文書等の送付
（3）本会役員・委員・会員名簿等の作成

個人情報の取得

第 5 条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。
（1）氏名
（2）電話番号
（3）その他必要とするもので同意を得た事項
2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

同意の取り消し

第 6 条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
2 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれにかえる。

管 理

- 第 7 条 個人情報、本会役員が適正に管理する。
2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

保 管

- 第 8 条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

第三者提供の制限

- 第 9 条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める義務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第三者提供に係る記録の作成等

- 第 10 条 個人情報を第三者（第9条第1号から第4号の場合及び、都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
 - (2) 提供年月日
 - (3) 提供する対象者の氏名
 - (4) 提供する情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨

第三者提供を受ける際の確認等

- 第 11 条 第三者（第9条第1号から第4号の場合及び、都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名／住所
 - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3) 提供を受ける対象者の氏名
 - (4) 提供を受ける情報の項目
 - (5) 対象者の同意を得ている旨
(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

秘密保持義務

第 1 2 条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

情報開示等

第 1 3 条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

漏えい時等の対応

第 1 4 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

苦情の処理

第 1 5 条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

本取り扱い方法は、平成30年2月より施行する。

なお、この取り扱い方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。

取り扱い方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

PTA サークル規約

第 1 条 PTAサークルは、毎年6月末時点において、現東深沢小学校PTA会員1名以上が在籍することを設置基準とする。

第 2 条 PTAサークルは、過去に東深沢小学校PTA会員だった、または現PTA会員であることを加入要件とする。

第 3 条 各PTAサークルは、会員相互の親睦をはかり、PTAに関する理解と協力を深めると共に、活動の円滑化をはかることを目的として逸脱することのないように留意する。

第 4 条 各PTAサークルは、PTAサークルとしての意識を高めると共に、東深沢小学校児童の健全育成に積極的に関与することとする。

- 第 5 条 各PTAサークルは、年度初めの会員名簿を指定された期日までに役員会に提出し、設置基準を満たしているサークルは助成金を受けることができる。但し、名簿提出締め切り時点において、現東深沢小学校PTA会員が在籍していない場合、当年度の助成金は受け取ることができない。助成金は現東深沢小学校PTA会員 1 名につき年額二千円(合計上限二万円)とする。なお区小P連並びに地区P連主催事業への参加費はPTA会計が指定した期日までに申請を行うこととし、年度末にまとめて支給される。
- 第 6 条 各PTAサークルは、活動報告書・助成金についての会計報告書を年度末にPTA役員会に提出する。
- 第 7 条 サークルとの連絡は、役員のサークル担当者とする。
- 第 8 条 各PTAサークルは、各サークル会員の互選により第4章 第7条のP会員から代表者を決め、代表者はサークル担当役員と連絡を取り、会務を執行する。
- 第 9 条 PTAサークルの新設は、現東深沢小学校PTA会員 1 名以上の名簿、並びに年間計画書、PTAサークル新設申請書を役員会に提出し、役員会での審議、運営委員会での承認を経て、認められる。但し、助成金は次年度より支給される。
- 第 10 条 PTAサークルは以下の項目のいずれかに該当する状態となった場合、廃部となる。
1. サークルの代表者より廃部の申し出があった場合。
 2. サークル設置基準を満たさず2年以上経過した場合。
 3. 活動報告書に記載事項がないなどから、役員会が、活動休止状態であると判断した場合

この規約は、令和5年2月から実施する。